

消費税の扱い及び消費税抜推計値

1. 本調査の消費税の扱いについて

企業会計における消費税の経理処理方法には、大きく分けて税抜経理処理及び税込経理処理がある。経済産業省企業活動基本調査においては、2022年調査より、消費税の取扱いについて「原則、消費税込（会計処理上税込で回答することが困難な場合は税抜）での回答」から「それぞれの経理処理に基づいた回答」に変更した。そのため、公表値は税抜経理処理と税込経理処理が混在した結果となっている。

2. 税抜推計値及び税抜比率について

2023年調査の調査結果に基づく売上高の税抜推計値及び税抜比率は以下のとおり。

単位：百万円、%

	集計値 (a)	税抜推計値 (b)	税抜比率 (b)/(a)
総合計	821,141,556	818,150,066	99.6
合計	776,962,252	774,340,581	99.7
鉱業、採石業、砂利採取業	569,478	568,952	99.9
製造業	319,356,327	318,430,583	99.7
電気・ガス業	41,199,305	41,152,484	99.9
情報通信業	37,233,558	37,100,616	99.6
卸売業	228,405,978	227,454,113	99.6
小売業	96,667,828	96,421,944	99.7
クレジットカード業、割賦金融業	3,250,589	3,250,589	99.8
物品貯蔵業	11,005,915	10,910,039	99.1
学術研究、専門・技術サービス業	12,600,504	12,559,710	99.7
飲食サービス業	5,519,995	5,499,743	99.6
生活関連サービス業、娯楽業	3,785,909	3,758,721	99.3
個人教授所	104,144	102,419	98.3
サービス業（※）	17,262,722	17,130,668	99.2
その他の産業	44,179,304	43,809,485	99.2

（注1）太枠内は、経済産業省企業活動基本調査の対象産業に格付けされた企業の値。

（注2）サービス業（※）は、廃棄物処理業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業、ディスプレイ業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業の計である。

（注3）公表値（a）は、消費税抜経理処理と消費税込経理処理の混在値である。

（注4）税抜推計値（b）は、企業における取引を全て課税対象取引とみなし、消費税率を一律10%として算出している。ただし、「クレジットカード業、割賦金融業」、「その他の産業」のうち「不動産取引業」、「金融・保険業」及び「医療・福祉業」については、主たる取引に合わせて非課税扱いとしている。